

# 売 買 契 約 書 案

奈良県広域水道企業団を甲とし、●●を乙として、甲乙両当事者は、自動車用燃料の売買について次のとおり契約を締結する。

(売買燃料)

第1条 乙は甲に対して次の燃料を売り渡し、甲はこれを買受ける。

無鉛ガソリン (レギュラー)  
軽 油

(燃料の単価及び予定数量)

第2条 乙が甲に売り渡す燃料の単価及び予定数量は次のとおりとする。

(1) 単価

無鉛ガソリン (レギュラー)	1 リットル当たり	●●●円●●銭
軽 油	1 リットル当たり	●●●円●●銭

(2) 予定数量

無鉛ガソリン (レギュラー)	●●, ●●●リットル
軽 油	●●, ●●●リットル

(単価の変更)

第3条 甲及び乙が、燃料の市場価格の変動等により第2条の単価を変更する必要があると認めるときは、協議のうえ変更できるものとする。

(契約の期間)

第4条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(代金の請求・支払)

第5条 乙は、当該月の売買にかかる燃料の集計をその月末で締め切り、売買一件あたりの数量に第2条の単価を乗じた金額を集計し、その集計ならびに法令所定の消費税及び地方消費税を翌月甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の請求した適正な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 乙は、契約締結までに、契約単価に予定数量を乗じた額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、乙が次の各号の一に該当するものであるときは、甲は契約保証金を免除する。

(1) 保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。なお、その保険証券を甲に寄託しなければならない。

(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上に

わたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券
- (2) 銀行又は甲が确实と認める金融機関の保証を証する書面

3 乙が納付した契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、契約の履行後これを還付する。ただし、甲は、乙の目的物の種類又は品質に関する担保義務の終了までその全部又は一部を留保することができる。

4 請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証額の減額を請求することができる。

（給油方法）

第7条 甲の所属職員が給油伝票を提示したときは、乙は直ちに給油しなければならない。

（目的物の種類又は品質に関する担保責任）

第8条 燃料の品質は、十分に保証されたものでなければならない。

2 甲は、燃料の引き渡しについて燃料の引き渡し後において、燃料が不良品であることが判明したときは、その代金の全部又は一部を支払わないことができる。この場合において甲に損害が生じたときは、乙に賠償を請求することができる。

（権利義務の譲渡禁止）

第9条 乙は、契約の締結によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

（遅延利息）

第10条 乙は、その責に帰すべき事由により履行期限内に当該契約を履行しないときは、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、契約単価に予定数量を乗じた額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額について年10.75パーセントの割合（閏年は、平年と同様に扱う。）を乗じて算定して得た額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、その金額が1,000円未満であるときは、この限りでない。

（契約の解除）

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 乙が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
- (2) 乙がその責に帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。

- (4) 乙が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
  - (5) 乙が正当の理由がないのに検査、検収、監査等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
  - (6) 乙が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、乙に契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、契約の履行が終わらない間において特に必要があるときは、契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第 12 条 甲は、乙の各号いずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時企業団発注契約に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
  - (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約単価に予定数量を乗じた額の 100 分の 10 に相当する額を損害保証金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(その他)

第 13 条 この契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲 奈良県磯城郡田原本町大字宮古 4 0 4 番地 7  
奈良県広域水道企業団 企業長 ●● ●●

乙 ●●市●●町  
●●●  
●● ●●